

治水対策案の総合評価(案)について (肱川流域)

平成24年10月29日
四国地方整備局



◆目的別の総合評価（洪水調節）（案）

山鳥坂ダム案：【現計画（山鳥坂ダム案を含む）】

河道掘削案：【河道の掘削】

河道対策案1：【河道の掘削＋引堤＋堤防のかさ上げ】

河道対策案2：【河道の掘削＋「部分的に低い堤防」の更なるかさ上げ＋引堤＋堤防のかさ上げ】

遊水地案1：【遊水地（掘削無し（小））＋河道の掘削＋引堤＋堤防のかさ上げ】

遊水地案2：【遊水地（掘削無し（小））＋河道の掘削＋「部分的に低い堤防」の更なるかさ上げ＋引堤＋堤防のかさ上げ】

操作ルール見直し案1：【操作ルールの見直し（鹿野川ダム・野村ダム）＋河道の掘削＋引堤＋堤防のかさ上げ】

操作ルール見直し案2：【操作ルールの見直し（鹿野川ダム・野村ダム）＋河道の掘削＋「部分的に低い堤防」の更なるかさ上げ＋引堤＋堤防のかさ上げ】

輪中堤案：【部分的に低い堤防の存置＋輪中堤＋二線堤＋樹林帯等＋宅地のかさ上げ、ピロティ建築等＋河道の掘削＋引堤＋堤防のかさ上げ】

の9案について、7つの評価軸（安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価は資料－7に示すとおりである。

・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i）目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

・目的別の総合評価（洪水調節）（案）

- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画において想定している目標流量[大洲地点]5,000m³/s)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に完全に効果を発現していると想定される案はなく、20年後に他案に比べ最も効果を発揮していると想定される案は、「山鳥坂ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」への評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。

⑤総合的な評価の考え方

i) 目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。

③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。

1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。

なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。

2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点からみた実現性を確認する。

3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

※ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目より抜粋